5. マイナンバーカードでできること

その１．
コンビニ交付サービス
を利用できます



コンビニエンスストア等にあるマルチコピー機で、各種証明書を取得できます。取得の際は、マイナンバーカードの**利用者証明用電子証明書（数字４桁の暗証番号）**※を利用します。証明書の取得方法は、**P.１５『コンビニ交付サービスの利用手順』**を参考にしてください。

※マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでも取得できます。

＞＞＞詳しくはＰ.１８を参照

○利用できるコンビニエンスストア

全国のセブン-イレブン、ローソン（ローソンストア１００を除く）、ファミリーマート、ミニストップ等

○利用時間

年末年始（１２月２９日～１月３日）と点検日※を除く**毎日**：６時３０分から２３時まで

※豊中市公式 LINE の友達登録と、くらし情報の配信登録をしていただくと、コンビニ交付休止のお知らせを事前に LINE で受け取ることができます。

＜LINE の友達登録がまだの方＞

①下記のＱＲコードから友達登録をしてください。

②登録完了後、トーク画面から受信設定をお選びください。

③『イベント』の選択ボタンを押し、配信カテゴリーの「くらし」を登録してください。

＜LINE の友達登録がお済みの方＞

①下記のＱＲコードからアクセスしてください。

②『イベント』の選択ボタンを押し、
配信カテゴリーの「くらし」を登録してください。

○マルチコピー機で発行する証明書について

・市役所で発行している用紙とは異なり、Ａ４サイズの普通用紙に改ざん防止処理をした証明書が発行されます。

・２枚以上にわたる証明書の場合、綴じられずに発行されます。証明書に固有の番号とページ数が記載され、ひと綴と判断できるようになっています。証明書はひと綴で有効となります。

・取得後の証明書の交換や発行手数料の返金はできません。

○セキュリティ対策について

・マルチコピー機と市のデータ通信は、専用回線を使い、データを暗号化して行います。

・マルチコピー機で証明書を発行した後、データは自動的に消去されます。

・証明書の発行後に取り忘れがある場合は、音声と画面案内でお知らせします。



○取得できる証明書と発行手数料

証明書の種類	コンビニ手数料	窓口手数料
住民票の写し	２００円	３００円
印鑑登録証明書	２００円	３００円
市・府民税課税証明書　★最新年度のみ	２００円	３００円
戸籍全部事項証明書 戸籍個人事項証明書	３５０円	４５０円
戸籍の附票の写し	２００円	３００円

○各種証明書を取得する上での注意点

・コンビニ交付サービスは、転出手続き中の方が世帯にいる場合、転入手続きが完了するか転出予定日を迎えるまで利用できません。

・直近で豊中市内での転居や氏名の変更など、住民票の内容に変更があった場合、新しい情報が記載された証明書が取得できるようになるまで時間がかかることがあります。

住民票の写し

・**マイナンバーカードの所有者本人と、同一世帯員の住民票の写しを発行できます**。

※同住所であっても、同一世帯でない場合は取得できません。

・現在の住民票のみ発行できます。除住民票（豊中市に住民登録がないことを証明するもの）は取得できませんので、必要な場合は窓口で請求してください。

・住民票に記載する世帯主と続柄、本籍地、筆頭者、マイナンバーは、記載の有無を選択できます。
マイナンバーの記載は必要なときのみ、記載「**有**」を選択するよう注意してください。

・外国籍の方の住民票の写しには、外国人特有項目（国籍、在留資格等）が必ず記載されます。省略はできません。また、通称の記載消除に関する事項は出力されません。

印鑑登録証明書

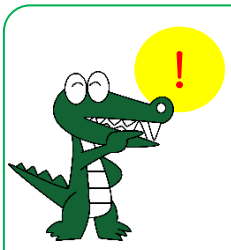
・**豊中市で印鑑登録をしていて、マイナンバーカードを所有している本人のみ発行できます**。
・窓口でマイナンバーカードを使って印鑑登録証明書を請求できるのは、本人に限られます。代理人が窓口で請求する場合は、印鑑登録証（オレンジ色のプラスチックカード）が必要です。

市・府民税課税証明書

・**本人の最新年度分のみ発行できます**。※取得できる年度は、毎年６月上旬に切り替わりますのでご注意ください。
・市・府民税課税証明書は、１月１日（賦課期日）時点で豊中市に住民票があり、豊中市で課税されている人が発行できます。
・前年中の所得がなく、豊中市で親族等の扶養に入っていることが確認できる場合は、非課税証明書を発行できます。その場合、合計所得金額は「０円」、所得の内訳は「＊」で表示されます。所得の内訳に金額の記載が必要な場合は、事前に市・府民税申告が必要です。市・府民税申告については、市民税課（℡：06－6858－2131）にお問い合わせください。
・氏名、住所については住民票と同じものが記載されます。外国籍の方の名前は、住民票に通称の記載がある場合は通称、通称の記載がない場合は氏名が記載されます。
・所得額や控除額等の記載の省略はできません。

戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書・戸籍の附票の写し

・**現在の**戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写しを発行できます。
・発行できるのは、**マイナンバーカード所有者本人と同一戸籍内の人のもの**（除籍者を除く）に限ります。
・直近で本人または同一戸籍内に戸籍の届出があった場合、証明書の取得ができない場合があります。



本籍地が豊中市以外の方は、事前に利用登録が必要です。

利用登録が完了すると、約１週間後※から戸籍の証明書を発行できます。

※発行できる時期は、自治体により異なります。

利　用　登　録　の　手　順

コンビニエンスストア等にあるマルチコピー機から、以下の操作を行ってください。

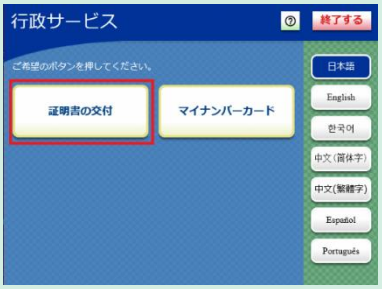
①『行政サービス』を選択＞『証明書の交付』を選択＞『利用登録申請』を選択
②本籍地の地域・都道府県・市区町村を順番に選択
③本籍地・筆頭者・電話番号を順番に入力　※平日の日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。
④マイナンバーカードに記載されている生年月日・有効期限・セキュリティコードを順番に入力
⑤マイナンバーカードをセットし、数字４桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）を入力＞カードを取り外す
⑥申請内容を確認し、「確定する」ボタンを選択
⑦申請番号と本籍地からのメッセージが表示されます。申請状況の確認を行う場合に必要のため、表示された申請番号をお控えください。登録が完了すると、約１週間後から戸籍の証明書を発行できます。

⇒発行手順は、Ｐ.15『コンビニ交付サービスの利用手順』をご覧ください。

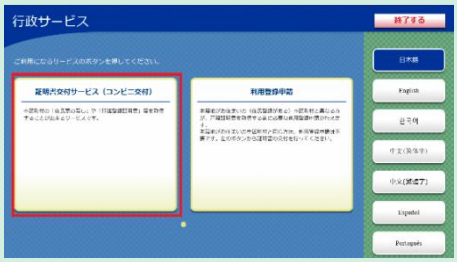
コンビニ交付サービスの利用手順

実物のマイナンバーカードを使って、各種証明書を取得する場合はコンビニエンスストア等にあるマルチコピー機で『行政サービス』を選択し、以下①～⑪の操作を行ってください。

①『証明書の交付』を選択



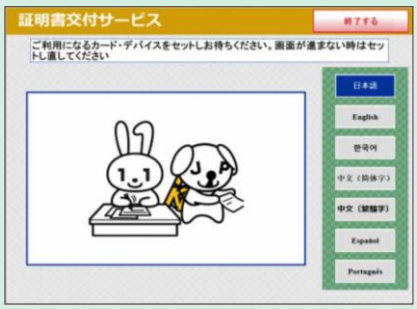
②証明書交付サービス（コンビニ交付）を選択



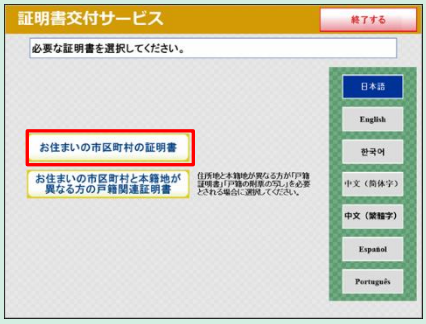
③マイナンバーカードを選択



④カードを読み取り

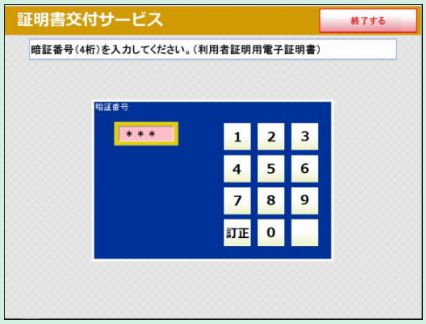


⑤『お住まいの市区町村の証明書』を選択



本籍地が豊中市以外の方が
戸籍の証明書を発行する場合
『お住まいの市区町村と本籍地が異なる方の戸籍関連証明書』
を選択してください。

⑥４桁の暗証番号を入力



⑦カードを取り外す

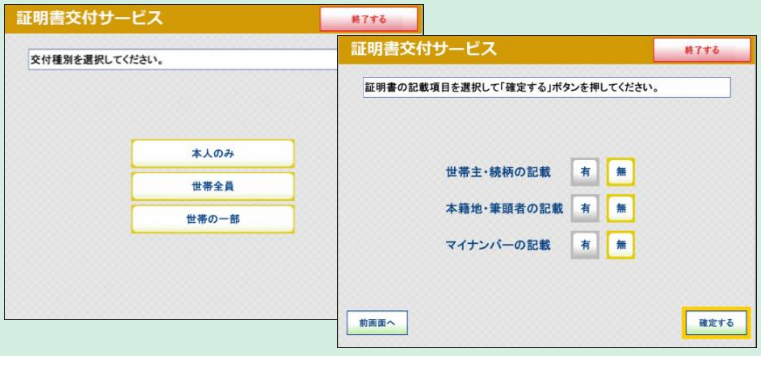


⑧発行する証明書を選択

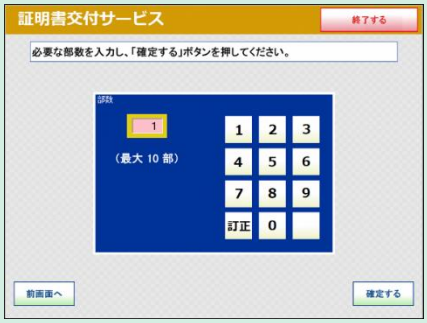


【住民票を取得する場合】

住民票が必要な人、記載項目を選択＞確定する



⑨必要部数を入力＞確定する



⑩発行内容を確認し、確定する



⑪料金を支払い、証明書を取得

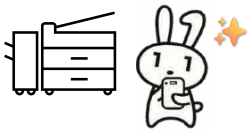


※おつり、領収書のお取り忘れにご注意ください。

iPhone/Android の場合

マイナンバーカードの機能を搭載した iPhone/Android を利用して証明書を取得する方法は下記のサイトをご覧ください。

アクセスはこちら



その２．健康保険証として利用できます



医療機関や薬局を利用する際に、マイナンバーカードを健康保険証等として利用することができます。利用にあたっては、事前に利用申込が必要です。利用申込には、**利用者証明用電子証明書（数字４桁の暗証番号）**を使用します。利用申込は生涯に１回限りとなり、マイナンバーカードの更新などに伴って再度の申込は不要です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリット

- **就職・転職や引っ越し後も、健康保険証としてずっとご利用いただけます**
 - ⓘ新しい健康保険証の発行を待つ必要がなくなります
- **薬の履歴データや特定検診結果に基づいた診断や処方が受けられます**
 - ⓘ本人がデータ提供に同意した場合に限ります
- **手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除できます**
- **簡単に医療費控除の確定申告ができます**
 - ⓘマイナポータルで医療費通知情報を管理・e-Tax に連携ができるため、領収書の保管が不要

アクセスはこちら

厚労省ホームページに詳しいことがのっています



申込方法

つぎのいずれかの方法により、利用申込を行ってください。

①マイナポータルによるお申込み

＞＞＞マイナポータルへのアクセスなどくわしくは P.１７を参照

②セブン銀行 ATM でのお申込み

＞＞＞登録方法についてくわしくはこちら

③医療機関等にある顔認証付きカードリーダーによる登録

※待ち時間が発生することを防ぐため、①②によるお申込みを推奨します。

利用方法

１．医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードをかざす



２．つぎの方法で本人確認を行う

①顔認証　または

②数字４桁の暗証番号※を入力

※利用者証明用電子証明書

その３．
マイナポータルを利用して
行政の手続きが
オンラインでできます



マイナポータルでは、子育てや介護など行政の手続きをオンライン上で行ったり、行政機関等が保有する税や年金などあなたの情報を確認すること等ができます。
マイナポータルへログインするには、マイナンバーカードの**利用者証明用電子証明書（数字４桁の暗証番号）**が必要です。

マイナポータルの利用方法

【スマートフォンの方】
右のＱＲコードからマイナアプリをダウンロードしてください。
アプリ起動後、マイナポータルにログインしてください。

マイナアプリ　アプリのダウンロードはこちら
iPhone　Android

※マイナアプリでは、第三者による不正利用を防ぐため、スマートフォンのロック設定（PIN、 顔認証、指紋認証など）が必須となります。

【パソコンの方】
PC 版マイナポータルアプリのインストールおよびＩＣカードリーダの準備、ご使用のパソコンとウェブブラウザにより各種設定が必要です。操作手順については、マイナポータルサイトをご確認ください。
URL：https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html

マイナポータルの機能について

マイナポータルでは、つぎの機能をご利用いただけます。

1. **やりとり履歴（情報提供等記録表示）**
 行政機関における審査・手続き等に伴い、あなたの情報がどの行政機関との間で、いつ、どのように利用されたのかを確認できます。
2. **わたしの情報（自己情報表示）**
 行政手続等が保有する税や年金などあなた自身の情報を確認できます。
3. **お知らせ機能**
 自治体や国の行政機関等から配信されたあなたへのお知らせを確認できます。
4. **手続の検索・電子申請**
 地方公共団体が提供している子育てや介護など行政機関の手続を検索したり、オンライン申請ができます。
 （例）児童手当等の認定請求・現況届の提出、国民健康保険の加入・脱退等

5 健康保険証利用の申込

マイナンバーカードを健康保険証として利用する申込・申込状況の確認ができます。

＞＞＞健康保険証としての利用について、くわしくは P.16『その２．健康保険証として利用できます』をご覧ください。

6 公金受取口座の登録・変更・削除

国や自治体からの給付金などを受け取るための口座をあらかじめ登録できます。登録しておくことで、年金や児童手当などの申請時に口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

7 転出の手続き（豊中市外へのお引越し）

マイナポータルから転出の手続きができます！



これまで、豊中市外への転出の方は、転出届を豊中市役所または出張所へ提出し、引越先市区町村窓口に転入届を提出するため、あわせて２回の来庁が必要でしたが…

マイナポータルで転出届の申請を行うと、転出届の提出に窓口へ出向く必要がなくなります！

マイナポータルで転出届の申請※を行った後、引越先市区町村窓口に転入届を提出してください。

※手続きには、**署名用電子証明書（英数字混在の６～１６桁の暗証番号）と券面事項入力補助用（数字４桁の暗証番号）も利用します。**くわしくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページはこちらから＞＞＞

8 パスポートの新規申請・更新申請

マイナポータルから
パスポートの新規申請・更新申請ができます！



これまで窓口で手続きを行う場合は、申請と受け取りのためにあわせて２回出向く必要がありましたが、マイナポータルでオンライン申請をすると、パスポートの受け取り時の１回で手続きが完了します。

申請方法等詳しくは、外務省ホームページをご覧ください。　外務省ホームページはこちらから＞＞＞

9 スマートフォンへのマイナンバーカードの機能搭載

スマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載すると、マイナンバーカードを持ち歩く必要がなくなります！

iPhone(Apple ウォレット)の場合はマイナンバーカードを、Android の場合はマイナンバーカードの電子証明書を搭載することで、マイナポータルでの手続きや、各種民間オンラインサービスの申込・コンビニ交付サービスの利用時に、スマートフォンのみで手続きができます。搭載するには、事前にマイナアプリでの申込が必要です。申込には、**署名用電子証明書（英数字混在の６～１６桁の暗証番号）**も利用します。

くわしくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。　デジタル庁ホームページはこちらから＞＞＞